

9 被害報告関係

9-1 被害程度の認定基準

(県危機対策課)

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に住居するため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上必要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。

(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15) 「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持

できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

県庁内各室は次の施設等について被害金額を報告する。

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

(5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設については当面、被害見込額とし、確定し次第、査定済額を報告する。

(6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。

(10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。

報告は、消防職員・消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

なお、正確な員数が早急に把握することが困難な場合は、当初は概算でも差し支えない。

(消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋(一部修正))